

令和元年度 週休2日制工事（交替制）の試行について

～ 防衛省における建設業の働き方改革への取組 ～

- **防衛省が発注する建設工事における、現場閉所による週休2日の確保が困難な工事を対象に、新たな取り組みとして「週休2日制工事（交替制、受注者希望型）」の試行を行います。**

『受注者希望型』・・・契約後、受注者から実施の希望について意向を確認します
『週休2日（交替制）』・・・技術者及び技能労働者等が交替により週2日の休日を確保する取組です

- **工期設定により以下のタイプを設定します。**

I 型：4週4休程度の現場閉所とした工期の工事

II 型：4週4休程度の現場閉所の工期による実施が困難な工事

<週休2日制工事（交替制、受注者希望型）のポイント>

- ★ 「週休2日（交替制）」の実施は、契約後に受注者が判断
- ★ 受注者が希望した場合、労務費を補正し契約変更
- ★ 精算時、確保の状況に応じて労務費を補正
- ★ 休日率が週休2日相当を達成した場合、工事成績で加点評価

令和元年度の試行予定案件

公告予定	件名	タイプ
12月4日	新田原（R元）倉庫B地区新設舗装等工事	II型、受注者希望型
12月4日	新田原（R元）火薬庫新設附帯土木工事	II型、受注者希望型

【問い合わせ先】

制度に関すること

熊本防衛支局 建設計画官 今岡利通（TEL：096-368-2173）

契約に関すること

熊本防衛支局 総務課 井上 淳（TEL：096-368-2174）



令和元年度 週休2日制工事（交替制、受注者希望型）試行の概要 ～ 防衛省における建設業の働き方改革への取組 ～

【週休2日（交替制）の考え方】

- 現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替しながら週休2日の休日確保に取り組みます。
- 原則、現場閉所は週1日として行います。（年末年始6日間、夏季休暇3日間、工事一時中止期間等を除く）

【取組への評価】

- 工事完成後、4週8休以上の休日率を達成した場合は、工事成績において加点評価をします。

【入札公告による明示】

- 試行対象工事は、入札公告等において「週休2日制工事（交替制、受注者希望型）」の試行工事であることを明示します。

【意向の確認】

- 契約後に当該工事において「週休2日（交替制）」に取り組むかどうか受注者の意向を確認します。
- 「週休2日（交替制）」に取り組まない旨の意向を確認した場合、じ後は従来の工事と同様になります。（ただし、アンケートにはご協力ください。）

【工期の設定】

発注者側の工期設定により、以下のタイプを設定します。

I型：4週4休程度の現場閉所とした工期の工事

II型：4週4休程度の現場閉所による工期の実施が困難な工事

【工事費の補正】

受注者が「週休2日制工事（交替制）」の実施を希望した場合、休日率の割合が「4週8休以上」による労務費の補正を行い、請負代金額を変更します。工事完成後、休日率が4週8休以上を確保できなかった場合、達成状況に応じて補正します。

休日率の割合	I型	II型
4週8休以上（28.5%以上）	労務費×1.05	実施に必要な費用の見積を 受注者から提出
4週7以上、4週8休未満（25%以上、28.5%未満）	労務費×1.03	
4週6以上、4週7休未満（21.4%以上、25%未満）	労務費×1.01	

※ 詳細については、下記URLに掲載されている「週休2日制工事試行の拡大における工事費の補正、工事成績評定等について」を確認下さい。

防衛省HP「建設工事の技術基準等」

http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/gijutsu_kijun/index.html

【週休2日制工事（交替制）を希望する場合の取組の確認方法】

- 工事着手前に「休日取得計画書」で休日取得計画を立てて頂きます。
- 施工期間中、3か月毎に「休日取得計画書」、毎月末「休日取得実績報告書」を提出して頂きます。
- 工事完了後、「休日取得実績報告書」を提出して頂きます。